

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 事業者の皆さまへ提供できる支援策のご案内（抜粋）

---

## A：資金繰りが心配な方

- ▶ 日本政策金融公庫による実質無利子融資
- ▶ 埼玉県制度融資による低金利な制度

※ どちらも最近1ヶ月の売上高が前年の同月と比較して一定以上減少している等の条件有り

※ セーフティネット保証の認定を受けることで利率を下げるすることができます

## B：借入金の返済が心配な方

- ▶ 新型コロナ特例リスケジュール制度

1年間の元金返済の猶予ができます。金融機関と新規融資を含めた資金繰り計画を立て直し、本件成立後も継続的に支援を致します。

## C：従業員の雇用維持が心配な方

- ▶ 従業員（正社員・アルバイト含む）の賃金等を最大で9/10助成します。

※ 雇用調整助成金特例で、売上減少や期間が延長され、従来よりも活用しやすくなりました

## D：税金や保険料の支払いが心配な方

- ▶ 税金の支払い期間を猶予
- ▶ 厚生年金等の保険料や電気ガス料金等の支払いの猶予

原則1年間、納税を猶予することができます。収入減少が条件で、概ね20%以上減少している必要があります。延滞税は免除されます。

※ これらを利用するためには、予め税務署や年金事務所に申請をする必要があります。

## E：家賃などの固定費の支払いが心配な方

- ▶ 事業全般に広く使える給付金制度

売上高が50%以上減少していること等を条件に、法人200万円、個人事業主100万円を上限に現金支給が行われます。

※ 給付額の算出方法は、前年の総売上高－前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月

## F：インターネット販売をして販路開拓を検討されている方

- ▶ ITツールの導入による補助金活用

インターネット販売や取引等にも使えるツールを導入し、インターネットによる販売強化、PCやスマホからも発注できる環境整備、テレワークに利用できるツールを導入する。

※ 補助額は上限450万円で補助率は上限2/3

その他、相談や悩みは千差万別です。お一人で悩まずにまずは商工会へご相談下さい。どんなに些細な悩みでも、商工会は事業者の皆さまの身近な相談役としてご支援いたします。

和光市商工会（048-464-3552）